

鳥取県告示第784号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年11月28日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
株式会社ハピ ネライフケア 鳥取 代表取締役 太田 喜弘	米子市錦町三 丁目77	ハピネヘルパース テーション西福原	米子市米原七丁目2 -21	訪問介護	平成20年11 月1日